明 教 委 総 第 555号 2018年(平成30年)10月11日

[明石市非常勤給食調理員労働組合への回答]

明給労要求書について (回答)

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 勤務条件を変更するときは一方的に変更せずに、すべて事前に協議をすること。

管理及び運営に関する事項を除き、協議すべき事項が生じた場合には、 十分協議したいと考えています。

- 2 会計年度任用職員制度への移行について協議すること。
- (1) 正規職員と同様に恒常的な仕事をしている臨時調理嘱託を正規職員として移行すること。

臨時調理嘱託を正規職員とする考えはありません。

- (2) 会計年度任用職員に移行することになった時は、現在の労働条件を維持した上で、以下の改善をすること。
 - ①賃金は1年毎に4号給昇給し、正規職員と同様に昇格もすること。
 - ②退職金制度は、今まで勤務した年数で、正規職員と同じとすること。
 - ③リフレッシュ休暇を正規職員と同じく制度化すること。
 - ④公務災害の取り扱いを正規職員と同じく制度化すること
 - ⑤定年後の賃金は、給食従事員と同じ賃金とすること。

会計年度任用職員制度の導入にあたっては、現在、全庁的にその制度 設計を検討している段階です。このため、今後、これらの検討状況を踏 まえながら、協議していきたいと考えています。

3 定年となる年齢を正規職員と同じく延長すること。

正規職員の定年延長については、今後の検討事項であるため、現段階では何も決まっていません。

4 臨時調理支援員を学校給食従事員として採用すること。また、学校給食 従事員とするまでは、雇用保障し労働条件を改善すること。

臨時調理支援員を学校給食従事員として採用する考えはありません。 なお、臨時調理支援員については、今年度末で任期が満了となることに ともない、現行制度に基づく公募試験を実施する予定です。

5 行政の直接責任を放棄するような民間委託を行わず、直営を堅持すること。

給食調理業務の民間委託については、業務の効率化とともに、給食内容の充実に努めてきたところであり、平成31年度においても、明石市財政健全化推進計画に基づき、給食調理業務を民間委託していく予定です。

6 大久保小学校の不幸な事故を風化させることなく労働安全衛生の確立 を行うこと。

教育委員会労働安全衛生委員会の中で、調理員については、ヒヤリハット事例集をもとに「明石市学校給食安全作業マニュアル」を作成しており、今後も引き続き、研修等により周知徹底を図っていきます。